

鹿児島県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金！

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	761円	平成30年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	788円	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鑄ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	821円	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	761円	上記の最低賃金は、平成30年度は改正がありませんでした。 このため、平成30年10月1日から鹿児島県最低賃金761円以上の支払いが必要となります。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/> 最低賃金テレフォンサービス ☎099-223-8881

1月子牛せり市 肝付町成績（最高・最低・平均価格・体重については売却のみ）

	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	前月比	平均体重
肝付町	めす	76頭	1,311,000円	381,000円	744,980円	22,242円	282kg
	去勢	80頭	1,201,000円	464,000円	828,732円	23,994円	309kg
	計	156頭	1,311,000円	381,000円	788,407円	19,441円	295kg
肝属郡	雄	1頭	925,000円	925,000円	925,000円	-円	240kg
	めす	744頭	1,329,000円	206,000円	679,525円	▲4,527円	278kg
	去勢	744頭	1,224,000円	86,000円	796,545円	▲23,944円	309kg
	計	1,489頭	1,329,000円	86,000円	743,814円	▲17,624円	295kg
	12月去勢肥育牛平均価格					12月めす肥育牛平均価格	
1,342,997円（前月比▲38,954円）					1,136,777円（前月比60,594円）		